

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海3号・4号機（520））」

2. 日時：令和2年7月9日 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

（新規性基準適合性チーム）

仲管理官補佐、浅沼安全審査官

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力電気計装グループ長 他11名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・蓄電池（3系統目）の設置場所（3号機）
- ・所内常設直流電源設備（3系統目）の設置による重量増加に対する建屋の影響評価
- ・火災防護における周辺機器からの悪影響防止について
- ・油内包機器に対する蓄電池（3系統目）及び計装電源盤（3系統目蓄電池用）の配置上の考慮について（3号機）
- ・補足説明資料9 所内常設直流電源設備（3系統目）の特に高い信頼性に係る設計について
- ・No. 23別紙
- ・コメントリスト（玄海3、4号機 第3直流電源設置工事）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	ちょっと私はそれで。
0:00:05	それと玄海 345 ページ、第 3 直流電源設工認のヒアリングを始めたいと思います。よろしくお願ひします。
0:00:16	よろしくお願ひします。
0:00:18	規制庁側からはアサヌマとナカは参加しています。
0:00:27	九州電力のNS、九州電力の出席者は後程メールでお伝ひします。
0:00:34	はい、お願ひします。
0:00:43	別途ヒアリングの進め方なんですけれども、提出いただてるコメントリスト等について、こちらから確認させていただくっていう形で進めたいんですけどもよろしいですか。
0:00:57	九州電力のイリエです。その進め方で問題ありません。はい。でも始めさせていただきますいなあ。
0:01:04	ちょっと今手元にですね、コメントリスト括弧玄海 345t 第 3 直流電源設置法人
0:01:13	のコメント 1 から
0:01:19	49 までリストされたものがありますけれども、これをもとに確認をさせていただきます。
0:01:29	電力イリエです。はい、同じものを持っていますので、確認お願ひします。
0:01:37	はい。ではですね、まず、
0:01:47	コメントの 7 番なんですけれども原子力規制庁の赤沼です。ええとコメント 7 番について確認させていただきます。
0:01:56	コメント 7 番なんですけども、これについては火災区域火災区画異なる被災が使われているので、使い分けについて説明して欲しいということで回答いただてるんですけども、こっちのですね内容。
0:02:10	当対応方針の内容について、
0:02:14	コメント回答の 14 番も同じかと思うんですけども、
0:02:20	契約期間、
0:02:26	という根拠がない。
0:02:29	基本、
0:02:33	規制庁アサヌマです。14 万 8000 ナカこんなちょっと訂正します。コメントNo.10 コメントNo.7 番については、添付資料の 4 に
0:02:46	被災を統一したのものとして休職しますということでしたので、
0:02:53	この箇所について記載を反映したものを反映した箇所がわかるようにしていただいた状態の検査の資料 4 の提示をお願いしたいんですけどもよろしいですか。
0:03:04	はい。

0:03:05	九州電力のムタグチS3、
0:03:09	内容を了承しました。
0:03:21	はい。次なんですけれども、コメントの13番についてなんですが、
0:03:28	補足説明資料1の別紙2の原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準32条は原課に適用する必要があるのか、考えを説明してくださいって いうことがあったんですけれども、これ括弧に行かないって、別のコメントの回 答透視系、
0:03:49	回答いただいていると思うんですが、
0:03:54	回答内容がコメントNo.30番ですね、このように該当しますということがあった ので、
0:04:03	この説明資料のほうを修正して提出してください。よろしいですか。
0:04:15	九州電力タマキです。
0:04:18	コメントNo.30に基づいて補足説明資料を修正して提出させていただきます。
0:04:25	はい、規制庁の真似をお願いします。
0:04:30	うん。
0:04:33	と、そういうBが、
0:04:35	コメントのNo.94番。
0:04:42	とコメントに対して対応編回答していただいている、対応方針のところ、
0:04:49	適正化を図るということで回答されているので、添付資料のほうに、こちらの適 正化箇所がわかる形で反映したのもも提出をお願いします。
0:05:03	九州電力のムタグチs添付の資料に
0:05:09	堰します。
0:05:10	以上です。はい。
0:05:13	規制庁、浜田をお願いします。
0:05:15	コメントナンバーの15番なんですが、
0:05:20	別途、こちらのほうは別の紙のNo.15っていうので常務で説明していただい てると思うんですけれども、
0:05:31	ちょっと、
0:05:33	ちょっと御説明いただきたいと思ってます。
0:05:44	九州電力のムタグチです。それはコメントの説明をさせていただきます。コメン トNo.15でいただいたコメント等にですが、油内包機器の火災による影響軽減 として行っている。
0:05:58	耐開閉器の設置及び隔離の離隔の確保による配置上の考慮について説明す ることということで、対応方針の説明をさせていただきます。まず等火災防護 の設計についてとしまして、

0:06:15	それからのに囲まれて他の火災区域と分離している建屋内の区画を火災区域と設定していて、その火災区域を、
0:06:23	細分化して、円筒耐火隔壁後は離隔距離、消火設備などにより分離した等、火災区域を分割したものを火災区画と設定しています。
0:06:36	3号機4号機で少しせ、説明は異なる3号機のほうから、
0:06:41	説明させていただきます。来ている沢山ご決議運営すいません背後のコメントに対して、受振したものを示していただきたいというふうになんて後から理解したんですけども、そっち
0:06:57	はい。
0:07:00	はい。
0:07:05	いった場合ってましたっけ。
0:07:08	ちょっと質問で申し訳ないです。
0:07:12	九州電力の喜多ですけども、当面は昨日か一昨日かお送りしているかと思えます。
0:07:23	それを個々に説明いただきたいんですけど。
0:07:30	拳手をしても、いや、ちょっと
0:07:34	いや、
0:07:35	私もなんかない。
0:07:41	規制庁の赤沼です。ちょっとこちら準備が整ってなかったのも、すみませんが15番は飛ばさせていただいてもいいですか。
0:07:50	九州電力のムタグチです。かしこまりました。
0:07:54	はい、すみません。次なんですけれども、
0:08:09	コメントNo.98番。
0:08:17	とコメントNo.31番。
0:08:24	No.3 県域別紙っていうのを示していただいているので、これ、この別紙で御説明以下学会です。
0:08:41	九州電力のムタグチです。
0:08:43	ちょっとすみません資料の準備をさせていただきます。はい。
0:08:51	はい。
0:09:09	九州電力のムタグチです。
0:09:12	いただいたコメントですが、換気空調系ダクトのルート及び防火ダンパーの設置位置を図面等を用いて説明することということで、
0:09:24	具体的に図面を
0:09:26	示しこちらから送らせていただきます。
0:09:30	蓄電池を設置されてます。

0:09:34	連結を設置する箇所におきまして防火ダンパーのセットさせえと既設査定におきまして防火ダンパーの設置する考えというのは、示すこちらの対応方針に示して示しました通り、大きく三つに分かれていまして、
0:09:53	一つ目が隣接する安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域への強化に対して設置しています。二つ目が建築基準法上の防火区画の貫通部に対して行っを設置しており、
0:10:09	三つ目が蓄電池の換気を行うダクトの出入口ということで、そちらを示したのが今回送付させていただいた図になります。まず3号機が
0:10:18	見ていただきますと、青色の矢印で中間補機の補機棟空調ファンよりダクトがおりてきていまして、こちらに関しては上のフロアから冷凍同じ防護
0:10:33	各電源系とか、なおかつ、火災区域区画なので、
0:10:37	途中に建築基準法の1から3に該当するような防火ダンパーはありません。他行の青色の矢印のと見ていきますと①ということで、ここに関しましては、
0:10:53	隣接する安全機能を有する構造登記がありますので、こちらの区域の境界に関しまして防火ダンパーを設置しています。また、緑の矢印の蓄電池側に行きますと、
0:11:06	緑の矢印が入っているところに関しましては、計装電源盤ですが、その先が、
0:11:12	と蓄援助設置箇所となりますので、その前後につき防火ダンパーを設置しております。
0:11:19	3号議案の説明は以上になります。続いて4号機側の説明をさせていただきます。
0:11:25	こちらの
0:11:27	説明に関してですが、まず緑の矢印の出入り管理室旧機関から聞かされていまして、
0:11:35	こちらに関しましては、上のフロアと火災区域の境界になりますので、
0:11:44	①隣接する安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域との境界、またあと、建築基準法上の防護区画の貫通部①②両方の意味合いで放管ポンプ設置しております。
0:12:01	また、印可の矢印に関しましては、
0:12:05	③蓄電池3系統目の環境を行うダクトの出入口出入口になるのである3に基づいて設置をしています。また、黄色の矢印Cを見ていただきますと、Rayleigh管理室排気ファンの
0:12:22	向かうラインで
0:12:24	こちらに関しましては、下に示して示させていただきます。①②③すべてに基づいてお金を設置しているということになっています。ほか段波に関する考え方は以上になります。

0:12:52	規制庁のアサヌマです。
0:12:54	3号側なんですけど。
0:13:00	うん。
0:13:03	安全機能を有する機器でえんじ色の丸を打ってもらってると思うんですけども、これって何を指されてるんですか。
0:13:14	実際の機器って何でしょうか。
0:13:20	九州電力のムタグチSPこちらの機器がタービン動補助給水ポンプになります。
0:13:26	以上です。
0:13:38	規制庁のアサヌマでタービン動補助給水ポンプが、
0:13:43	この
0:13:44	安全機能を有する機器として、この
0:13:47	部屋に入っているので、
0:13:52	青色のダンパについては、①番に基づいて設置していますという理解で正しいですか。
0:14:03	九州電力の田口です。仰られた内容で間違いありません。以上です。はい、ありがとうございます。
0:14:23	規制庁のアサヌマです。35pですか。僕はダンパーを設置の考え方の②番に基づくダンパの設置はないということでしょうか。
0:14:41	九州電力のムタグチに設定等、対応方針の②に関する基づけ防火ダンパの設置は同じ
0:14:50	kA換算しているわけではありません。以上です。
0:14:55	上のフロアも同じ区画から来てるのでありませんっていう説明だったと思うんですけど間違いありませんか。
0:15:07	九州電力のムタグチSA防火区画上同じ額になりますので、そのような理解でも間違いありません。以上です。
0:15:15	はい、ありがとうございます。
0:15:21	はい。
0:15:25	規制庁のアサヌマで4号機側なんですけども。
0:15:35	4号機側の
0:15:40	上のフロアからの排気
0:15:42	2ヶ所あると思うんですが、
0:15:47	ここのと排気ダンパー排気中にダンパーの防火ダンパの市、

0:15:56	昨日の考え方をもう1回聞かせていただいてもいいですか、緑のほうは①と②に基づくもので黄色のほうは123に基づき提出ってということだったと思うんですけども、思い込みか聞かせください。
0:16:14	西電力のムタグチです。4号機側の説明をさせていただきます。まず緑の矢印の吸気ファンからのラインですが、こちらの土地についてませへ防火ダンパにつきましては、
0:16:29	①の隣接する安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域との境界、
0:16:38	②の建築基準法上の防護区画貫通するどちらも考えているので、
0:16:44	兼ねています。誰さん、ちょっと別途津波①に基づくってことは上のフロアに何かがあるんですね、安全機能を有するものが、それって何ですか。
0:17:09	九州電力のムタグチされて調べさせて調べてまた回答させていただきます。
0:17:18	はい、お願いします。
0:17:22	黄色い方のダンパも同じなんですけど。
0:17:27	何が上のフロアにあって、①に基づいてダンパを設置したのか教えてください。
0:17:39	指示連絡のムタグチです。こちらについてもあわせて別途回答させて、別で回答させていただきます。はい、お願いします。
0:18:00	規制庁の中ですけども、ちょっと確認させてください。
0:18:04	蓄電池の部分、蓄電池を囲む壁で青で線を引いてあると思うんですが、
0:18:12	これって、
0:18:14	火災区域とか火災区画の境界上に許的になってるんですけど。
0:18:25	九州電力のムタグチSPとこちらの過去寝るところに関しては、火災区域として別途設定しているわけではございません。以上です。
0:18:36	ということは青い壁の部分を火災区域、火災区域もしくは火災区画の境界部ではないということですね。
0:18:46	自然のムタグチです。
0:18:49	その通りです。
0:18:53	そうすると、
0:18:57	火災区域または火災区画上の
0:19:01	当防火ダンパーっていうとどれになるんですかというのと、
0:19:08	ここには図示してありますか。
0:19:16	九州電力のミナミザトで等を今回、先ほどご説明させていただきました通り、今回は既存の火災区域火災区画に蓄電池を置くことで、その
0:19:32	部分は壁で囲んでるんですけども。

0:19:35	等既存の区域区画は変えずにそこに蓄電池を置いてえと蓄電池側の要求から壁をつけてるという設計になっております。
0:19:45	で、もともとの区域区画、火災上の区域区画。
0:19:49	に設定しておりますので、それに応じて隣接するところが区域であれば①番に応じてえとダンパを設置する。
0:20:00	繋がる場所が価格であれば、一番わからないとかということで、1トンの観点から、ダンパーを設置しております。
0:20:11	辺ちょっと御回答になってるかがわかりません。
0:20:14	ちょっとそのような設計となっております。
0:20:19	規制庁の中で、3号機でいうと、
0:20:23	上のフロアとの境界付近、
0:20:28	ある。
0:20:33	どうぞ。
0:20:34	ピンク
0:20:38	法令及び排気ファンがあるんであって、
0:20:44	防火ダンパーのマークがついてるけれども、排気ファンがあるってということですか。
0:20:53	吸収剤若干ミナミザトF3号側でしょうか。
0:20:58	3号側でいえば蓄電池、蓄電池ってということで、すいません九州電力のミナミザトで蓄電池3系統目ということで図示をさせていただいておりますけども、そこに入っていて、
0:21:14	いうところについてはまず、蓄電池設置数ヶ所に対して環境を行うと環境を行うダクト等で入口には、防火ダンパをつけるということで、入口側に防火ダンパをつけております。
0:21:27	で、ここから出て行くところにつきましても防火ダンパをつけておりまして、出た先がじよ上部のフロアに上部のフロアから蓄電池を非安全系の排気ファンを通じ系。
0:21:43	と排気側にずっと繋がってるということで、
0:21:48	等を
0:21:50	この丸えと出口側のダンパーとしても、まずはこの蓄電池を設置するということで、
0:21:57	僕は担保をつけている。
0:21:59	ということで、
0:22:02	規制庁なんかですと、ちょっと我々が知りたいのは、
0:22:06	火災区域または火災区画の境界部分、

0:22:11	の話なんです。なので、この青い壁が、
0:22:15	火災区域でも火災区画でも、
0:22:18	の協会でもどちらでもないということであれば、
0:22:21	ちょっとこの議論をしてもしょうがなくて、
0:22:25	火災区域または火災区画の境界部のダンパーがあるかないかっていうところ。
0:22:31	説明していただきたいんですが、今できますか。
0:22:36	すいません層、九州電力がミナミザトで3号側であれば、例えばこの箇所が時区画として設定しております、またのところの杭区域だ、他の区画に抜けた抜けて、あと合流して排気だとか、
0:22:55	いうことでちょっと絵が足りてないところもありますので、
0:22:59	今コメントいただきましたところを踏まえましてもう一度図示なりを追加して、
0:23:06	御説明させていただきたいと思います。
0:23:10	規制庁ナカですわかりましたじゃまた次お願いします。
0:23:23	規制庁のアサヌマです。
0:23:25	今回ちょっと平面図で見せてもらったんですけど、断面を見せていただけると。
0:23:31	わかりやすいかと思うので、準備いただけますか。
0:23:40	九州電力のミナミザトですみません
0:23:43	断面があったほうがわかりやすいのか、何かほかの見せ方の方が日本曹達で安い過程で、ちょっと工夫してしたいと思います。はい、消えちゃったらまでお願いします。
0:24:15	コメントNo.続けてですけど。
0:24:21	19番。
0:24:23	なんですが、
0:24:25	19番については添付の資料の3のほうに
0:24:40	記載済みという
0:24:42	回答いただいていたと思うんですけど、それで間違いないですか。
0:24:50	はい。
0:25:10	九州電力タマキです。
0:25:12	ドック率添付のところにはですね70技術基準第72条の2項に関する独立とかの考えについて記載をさせていただいています。
0:25:27	以上です。
0:25:28	はい。
0:25:30	規制庁アサヌマですじゃあ、コメントナンバーの19番については72条2項の説明の箇所で説明し切っているんで、それで回答。

0:25:43	スケールということよろしいですか。
0:25:47	九州電力タマキです。それで、
0:25:51	あとの説明になります。以上になります。はい、承知しました規制庁春まで続けてコメントナンバーの 20%なんですけれども、
0:26:01	解答例ですね、被災を適正化して補正しますということですので、別途添付の資料のさあんを適正化されると思うんですけども、適正化した箇所がわかる形系、
0:26:19	添付資料の 3 のほうへ提出してください。
0:26:28	九州電力タマキです。
0:26:30	記載箇所がわかるように色分けするなりして提出させていただきます。以上です。
0:26:36	規制庁のアサヌマでお願いします。
0:26:41	続けて
0:27:04	コメントナンバーの 23 番の説明をお願いします。
0:27:14	九州電力シマダが説明させていただきます。
0:27:18	江藤審査コメントNo.23 番なんですけれども、申請当初溢水影響から防護すべき設備の設定の考え方を記載しておりませんでしたのでえ等それらは先行プラントさん参考に記載させていただきます。
0:27:35	なお今回の記載。
0:27:38	当記載なんですけれども、視野と新規制基準工認とと変わらない設計でありますので、
0:27:46	新規性基準公認の呼び込みという形で記載させていただいております。
0:27:51	なお今回江藤コメントNo.23 の別紙として再稼働工認の新規制基準工認のときの添付資料を、江藤です。
0:28:01	送付させていただいている今おりますので、当庫の記載を参考に(1)の
0:28:09	一斉の影響を受けない静的機器については、呼び込みという形で記載しております。以上です。
0:28:21	規制庁のアサヌマです。過去の故障呼び込んだ添付資料を
0:28:30	この場所がわかる状態で提出してください。
0:28:37	九州電力シマダです。了解です。了解いたしました。
0:28:43	所にコメントNo.24 番の説明をお願いします。
0:28:52	はい、コメントNo.24 につきまして九州電力シマダが説明させていただきます。
0:28:58	コメントNo.24 なんですけど、

0:29:02	産直設備を構成する弁の各ケーブルに関してえといっすい没水による考慮が必要ないへと胸を呼び込みという形で記載させていただいております。コメントリスト上に、そこが防護すべき設備に係るケーブルは、
0:29:20	ボツに対する耐性を有していることを試験等で確認しており、要求される機能は損なわないという記載をする新規制基準のときに記載しております、そちらを呼び込んでおりますので、ケーブルに対する没水も
0:29:34	マツイが影響がないことを確認しております。以上です。
0:29:47	規制庁のアサヌマで宿直新規制工認を呼び込んでる箇所教えていただいてもいいですか。
0:29:55	九州電力シマダです。
0:29:57	こちら以前、先ほど説明させていただきましたコメントNo.23 の別紙の赤枠で囲んでおります 2 ポツ 3 防護すべき設備のうち評価対象の選定についてという項目の
0:30:12	(1)の
0:30:17	それで下から 3 行目ですね、防火すべき設備に係るケーブルは意図な移行がケーブルに関する記載となっております。以上です。
0:30:29	規制庁のアサヌマで、今回の添付資料の中で、
0:30:34	この箇所呼び込んだ箇所がすでにあるという理解なんですけど。
0:30:42	この説明だと。
0:30:44	それが受注電力型です。はい。
0:30:47	通せませんねと、申請時は、当庫防護すべき設備の考え方を読み込んでおりませんでしたので、コメントNo.23 で呼び込んだ先にとケーブルの記載もありますという回答でございます。以上です。
0:31:03	規制庁のアサヌマです。コメントNo.23 と 24 を
0:31:09	反映した添付資料のを提出してください。
0:31:16	承知いたしました。
0:31:42	規制庁の赤沼です。事前に電動の状況がわかる資料をパウポの形で提出していただいているのでそれを見ながら、ちょっと説明をいただきましたんですけど。
0:31:59	御お待ちいただいてもいいですか。
0:32:02	資料がお手元になって持ってくるので。少々お待ちください。
0:32:08	承知しました。
0:38:27	規制庁のアサヌマです。
0:38:29	お待たせしました。
0:38:35	ここ 5 月 18 日に資料提出していただいている言動を説明した資料をもとに、

0:38:45	どこからどう繋がっているということを説明していただいてもいいですか。
0:38:53	金州電力タマキです。前年度のルートについて説明させて添付資料をもとに説明させていただきます。
0:39:01	3号については6分の1から6分の6って書いているページのものが対象になりますので蓄電池の配置場所からのからの直流コントロールセンターまでの電路ということで示させていただきます。
0:39:16	右下の1ページ目に蓄電池、
0:39:21	のはいつ3系統目の配置場所は関連する基礎的盤とか充電器盤についても書いています。そこからと赤いラインで書いてるのが蓄電池3系統目の電路のルートになります。
0:39:37	ルートの会議としては蓄電池3系統目から各出た。
0:39:41	電源ルートか
0:39:44	出銭のルートとしては
0:39:47	部屋の上部のほうを電線管、それ専用のトレイや電線化を使ってまわしていて、①アップって書かれているところまで電炉この階層で言えば引かせていただいています。
0:40:02	①アップの
0:40:04	そこから10ページ。
0:40:06	右下の2ページのほうに、
0:40:09	次に
0:40:11	部屋を貫通させていただきます。
0:40:15	引き続き2ページ目の丸1Wで所に貫通して
0:40:23	粘土が続いていっています。
0:40:25	そこから②のアップのところまでケーブルを引かせていただいています。
0:40:31	引き当てて参りますんで、②のアップから
0:40:37	幾つかのファンページ
0:40:39	②の断面のところにケーブルが必須で3繋がっており、引き続きALPHAナップを通じて、4ページ。
0:40:49	てます。
0:40:51	4ページの③の段から④のアップ。
0:40:55	keVの立ち上げていまして、
0:40:59	右下の⑤の
0:41:01	右下の5ページの④の断から⑤のアップ。
0:41:07	2aケーブル引いています。

0:41:10	⑤のアップからそれ、6 ページ右下の 6 ページに行っていたためくっつけていただいて右下の 6 ページの⑤の段のほう通して⑥のダウンのほうにケーブルを引いています。
0:41:26	⑥-3 から 1 ページ戻っていただいて、5 ページの⑥のアップっていうところに Aブロック図のケーブルが閉じています。
0:41:39	てそこから
0:41:42	廃炉の丸で書かれている直流コントロールセンターそこまで通じる。
0:41:47	非常におるどう設計しています。
0:41:51	これが 3 号側でのルートの設計になります。
0:41:57	実際他の
0:42:00	黄色の線整備設備って書いてるのが蓄電池のと、安全系のルートになります。
0:42:09	青いルートが蓄電池の
0:42:14	重大事故等対処用のルートになります。
0:42:18	今後のルートとしては以上になります。
0:42:26	引き続き 4 号のルートについて説明します。
0:42:31	予後のルートについては、右下のページ、7 ページ。
0:42:36	の
0:42:38	蓄電池 3 系統目の 4 号側から開始します。
0:42:42	で、どういうふう丸アップで右下
0:42:46	8 ページ。
0:42:49	のところの⑦ダウンあまり一段から②アップ。
0:42:54	それと、
0:42:55	チェックしています。
0:42:58	②のアプリから
0:43:00	9 ページの②ダウン。
0:43:03	のところにルートが繋がっています。
0:43:07	②大臣から丸太アップのところまで
0:43:12	移設して、
0:43:14	右下 10 ページの③ダウンに育児しています。
0:43:20	③断面から、
0:43:22	④ダウン。
0:43:24	のところに a ケーブルを敷設してページとしては 9 ページ。
0:43:30	マルヤアップに通じています。
0:43:34	②アップから

0:43:39	レベルを通じて切替盤が途中にあるんですが、そこから下側に書いてあるのが⑤ダウン。
0:43:47	ということで
0:43:51	⑤ダウンが 8 ページのところに書いてある⑤アップと⑥ダウンのところで立ち上げています。
0:44:01	⑥だ、8 ページの⑥番から
0:44:05	7 ページの⑥アップのところまでケーブルを引いて止まるのアップ。
0:44:12	のところまで引いていません。⑦より
0:44:17	また戻りまして 8 ページの⑧アップ。
0:44:22	のところを通じてまして
0:44:27	⑧から 9 ページの直流コントロールセンターに繋がる⑧ダウンというところで、
0:44:36	直流コントロールセンターの方側のほうに通じています。
0:44:39	で、エア等⑨のルートになるんですが、先ほど⑤から分かれたところのウエダになるんですが、
0:44:48	延べもう片系の直流コントロールセンターにプレートでありまして、⑨アップから
0:44:56	10 ページの⑨ダウン。
0:45:00	のところに配膳しまして、敷設しまして、⑩ダウン。
0:45:06	それから、また 9 ページに戻っていただいて、⑨アップ。
0:45:10	復活して最終的に直流コントロールセンターまで聞いているラインになります。
0:45:18	先ほどと同様に色のラインは、
0:45:22	安全系の
0:45:23	蓄電池、
0:45:26	大村委員が重大事故対処用の蓄電池のルートになります。
0:45:31	以上° 電路のルートについては以上になります。
0:45:47	規制庁のアサヌマレース、
0:45:52	ごめんなさい。全然わからなかったです。
0:45:55	ちょっと、
0:45:58	この図以外で、
0:46:00	わかりやすくできますか。
0:46:07	これ、これって、
0:46:13	特に 4 号側ですけど。
0:46:17	何が理由でこんなに引き回してあるんですか。
0:46:23	九州電力タマキです。

0:46:25	この引間翠理由としましては、を直流コントロールセンターのA系B系それぞれのところに受電しないといけないっていうものがありまして、そこに通じるルートっていうのをちょっと
0:46:41	検討した結果、現状のちょっと二つに分かれて大分引き回す必要があるっていうルートになってます。
0:46:53	ここ規制庁アサヌマですこういう引き回しのルートしか取れなかったのがこうなりました。
0:46:59	いうふうに説明されたと理解してます。
0:47:05	現状として前ろうとしての
0:47:11	とルート設計を行う上で最も
0:47:22	最も変えといいと思われるルートとして設計した結果が現状4号のルートになっています。
0:47:51	以上電力タマキです。タンタル等を
0:47:57	を考慮した結果現状の4号としては、
0:48:02	ちょっとルートになってしまったものになります。
0:52:01	規制庁ナカですが、
0:52:09	資料フロア全体として、
0:52:13	電路書き込んでいただいているんですけど。
0:52:16	実際引けましてるエリアってそんな広くないと思うので、もうちょっと拡大した。
0:52:22	電路が通ってる部分の拡大した気づきをしていただきたいというのが一つと。
0:52:29	確認したいのは、電路から独立しているかどうかというところがポイントになるので、dBとの関係はわかるんですが、SAとの関係がちょっとよくわからないので、
0:52:42	そこら辺は、この図で足りてるかどうかちょっと説明してもらえますか。
0:53:01	九州電力タマキです。
0:53:05	現状の図でSAとのずばりのコメントをオツケーA棟のみについてなのですが、実際にSAとの記載箇所について記載しているのが、
0:53:22	° 6分の5ページ。
0:53:25	6分の6ページになります。
0:53:33	実際にあのSA等時終わりがあある区域っていうとですね、火災区域になりますと、a項6分の6に書いているものと6分の5ページに書いているAとBの直流コントロールセンターの接続部。
0:53:48	そこ以外にはありません。
0:53:50	そうそう。

0:53:52	それ以外のものについては異なるかの火災区画に設置しておりを独立。
0:53:59	語りかけるのは別にするってことはできているってことになります。それにつきましては
0:54:08	一応後程ご説明になるかと思うんですが
0:54:13	補足説明資料、
0:54:17	そう 72 条に対する
0:54:23	資料として所内常設直流電源設備 3 系統目の特に高い信頼性に関わる設計 って資料 2 にも同様の下の図をつけさせていただいております、
0:54:35	この資料 2 の中で
0:54:39	時コントロールセンターの設置エリアの火災区画の
0:54:45	場所についていろいろ桁。
0:54:50	配置図、配膳図に関してやっちゃい立てさせていただいてます。
0:54:55	SBAのルートと存続のルートというのが交わる交わる音波の同一区画内に入る ってものが、
0:55:04	この直流コントロールセンターが置いている区画以外はないってことを、そ こで土曜日曜図示はさせていただいています。以上です。
0:55:22	規制庁ナカです。
0:55:26	補足説明のほうにも増員を入れていただいているのがありました。
0:55:30	で、こちらのほうもやっぱり御説明等、先ほど御説明室に使っていただいた資 料に図が小さいのでちょっと大きい。
0:55:39	どの部分を拡大した大きいのちょっと用意していただけますか。
0:55:48	基準線量タマキです。
0:55:52	図面での図面については起きずについてしまうくせします。以上です。
0:55:59	原子力規制庁のナカです。あともう一つ確認ですか。
0:56:04	赤いラインと第 3 電源のろうあ専用の
0:56:11	トレイもしくは、電線管という理解でよろしいですか。
0:56:19	第 3 電源のルートに関しては、
0:56:24	直流コントロールセンターまでについては、専用の電路、
0:56:28	全然変わん取りを用いて敷設しています。
0:56:34	規制庁以上です。はい、規制庁中です。念のためですけど。
0:56:40	専用のトレーラーより全然かかっているけど、どうも近接不した位置に他の電力 走るとかそういうことはないって理解でよろしいですか。
0:57:07	九州電力タマキです。均圧したルートには
0:57:11	説明関係性を日の電路はありません。
0:57:17	規制庁ナカです。平成JABに限らず、要するに、

0:57:22	ほかの
0:57:24	電線管から
0:57:26	発火したやつが影響を与えないぐらいの距離はほかの連成書いているかどうかということなんですが、
0:57:46	以上電力タマキです。
0:57:48	他の電路についてはちょっと確認してまた
0:57:52	構成をお伝えさせていただきます。
0:57:57	規制庁ナカです。先行プラントでも確認しているんですけども、その電線がほかの例えば、
0:58:04	それとどれぐらい取り払って出ているかということも確認しておりますので、そのルート上に並行して、ほかに利便性が測ってるようであれば、その距離とかと。
0:58:17	お教えてくださいという意味ですのでお願いします。
0:58:25	所全カタマキです。承知しました。
0:58:34	規制庁のアサヌマです。
0:58:43	じゃあ、次のコメントに移らせていただいて、
0:58:47	コメントナンバーの 26 番。
0:58:50	これについては、添付資料 3 の記載の適正化を行うということですので、添付資料を記載の適正化した箇所がわかるようにしたものの提出をお願いします。ここは
0:59:08	添付資料のほうで確認をさせていただきますということだったので、これちょっと結集していただかないと内容の確認をしないので、早急をお願いします。
0:59:25	九州電力タマキです。資料提出させていただきます。
0:59:31	規制庁のアサヌマです。コメントNo.の 297 番なんですけれども、
0:59:43	こちらのコメントに対する対応方針の説明をお願いします。
0:59:59	所全カタマキです。
1:00:02	コメントの許可との整合性については工認の基本的方針に追記した部分についても確認することってということに対して、
1:00:10	対応方針の回答としまして、
1:00:13	系統電源盤 3 系統目蓄電池、
1:00:17	必要から
1:00:18	計測装置の交流電源の供給について、
1:00:22	設置許可上、
1:00:24	変更申請書本文には本文 5 号に記載はありません。
1:00:30	添付資料 1 については、

1:00:33	設置許可申請書とこれ 2 が申請書の整合性を心配するものであり、
1:00:39	設置許可申請書、
1:00:41	の本文 5 号の記載内容が工事認可申請に漏れなく反映されていることが確認 しています。
1:00:49	系統電源盤 3 系統目寄付延長から計測装置の交流電源の供給については、 工事認可申請では打ち切っ変更許可申請の本文 5 号より
1:00:59	具体的な隻内容として、詳しいです。
1:01:04	下がって
1:01:07	系統電源盤 3 系統目蓄電池をから継続措置への交流電源への供給について は詳細設計であり、添付資料 1 での説明は不要と考えています。
1:01:18	ちなみに
1:01:21	系統電源盤 3 系統目蓄電池をカラーの継続措置用の交流電源の供給につい ては、本文 5 号に記載している。
1:01:29	設計事故対処施設設備の電源が喪失した場合に、
1:01:34	重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する高い信頼性を有する 3 系統目の所内常設直流電源設備、
1:01:44	重大事故等対応に必要な設備に含まれていると考えています。以上です。
1:01:58	規制庁のアサヌマレ、
1:02:04	30 提出していただいている。
1:02:08	添付資料 1P
1:02:11	なお、
1:02:15	日本通運の基本方針のところなんですけれども、
1:02:20	こちらの添付資料 1 のほうに説明する内容の基本方針として、9 電さんは、工 事の計画が飛ばして、許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを 設置許可申請書との整合性により示すっていうふう
1:02:43	言われています。
1:02:46	今回
1:02:50	工事計画
1:02:52	の申請で新たに
1:02:59	計装用電源設備についての基本設計方針を追加されてきてます。
1:03:08	その追加されてきた基本設計方針が、
1:03:13	設置許可申請書との整合がどのようにとらえているのかというのは、こちらの センス資料 1 のほうで説明していただくものだと考えてるんですけども、い かがですか。
1:03:53	電力タマキです。

1:03:55	2 ポツの基本設計方針が基本方針の中で、なお書きで記載させていただいている。
1:04:02	記載している変更の工事においては変更に係る内容が許可の際のCFEP等の記載事項でない場合においては、そこに提出直するものでないため本資料には記載しないってところから今回、
1:04:16	はい。わし定員ません。
1:04:20	非常になります規制庁のアサヌマです。
1:04:23	なお書きは、
1:04:29	ちょっと私としては初めて見るんですけども、
1:04:36	設工認は詳細設計を確認するプロセスなんですけど、
1:04:50	変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項。
1:04:55	そうでない場合においては、許可に抵触するものでないから、本資料には記載しないって、
1:05:01	9 電としてはずっとこういう説明をされてきてたんでしょうか。
1:05:25	九州電力タマキです。
1:05:29	記載の内容については概要関係については九州電力として
1:05:35	次の基本方針については変更した。
1:05:39	ものではありません。
1:05:42	以上です。
1:06:47	規制庁のアサヌマです。
1:06:59	新しく計装用電源設備の基本設計方針として追加された基本設計方針が、
1:07:12	許可との整合性を説明できない。
1:07:15	できないわけじゃないですね、設置許可との説明が資料上読めないもの。
1:07:23	認可できないと考えてるんですけども、
1:07:26	ここで確認したいのは、
1:07:31	括弧もうこういった形の設工認を出されていて、
1:07:37	それに倣って、今回の資料 1、
1:07:42	添付資料 1 のつくり込み方をされてきたので、これで十分だと考えていますっていう、
1:07:52	理解でよろしいですか。
1:08:00	ここをあえてですね、コメントリストの 27 番のところ、
1:08:06	説明不要だと考えてらっしゃる、
1:08:11	9 電としての回答会計いただいた上で、ちなみに以降ですね。
1:08:24	計装電源盤から、

1:08:27	継続装置へ放流電力の供給については、から必要な設備に含まれますっていう説明をされてるんですけども、
1:08:38	ここで説明をしていただいても、
1:08:47	あまり意味はなくて、
1:08:50	申請書で、
1:08:53	説明していただきたい。
1:08:56	内容だと思っているんですが、
1:08:59	申請書の添付資料のほうですね。
1:09:03	その辺どう考えていらっしゃるんですか。
1:09:19	規制庁のアサヌマですかこの設工認の添付資料1の作り込みもこうだったので、こういうふうに作ってきたんですということでしたらそういうふうに教えていただきたいんですけど。
1:09:37	九州電力タマキです。
1:09:41	こちらの資料の作り方は添付資料の1の作り方については
1:09:48	仙台の第3直流と同等の作り方
1:09:53	お聞きしています。以上です。
1:10:31	規制庁のアサヌマです。
1:10:34	今申請を出していただいている安全保護盤の設工認の添付資料も同じなお書きが含まれていたということは確認したんですが、
1:10:47	今そちらの件も審査中なので、ちょっとまとめてになるんですけど、こちらの見解としては許可に抵触するものでないため、本資料には記載しないではなくて、許可に抵触するものではないことをこの資料で説明する。
1:11:05	ものなのだという理解をしてるんですけども、
1:11:25	こういう整理をされた。
1:11:28	背景があれば教えていただきたいんですけど。
1:11:38	九州電力の山下でございます。
1:11:41	本件についてはですね今回、
1:11:44	なおが競技出たというわけではなくて、
1:11:48	従前九州電力の変更認可申請としては変わらず、期待しているものでございます。
1:11:56	今おっしゃいますようにですね、設置許可の整合性の添付資料の中で、基本設計、工事計画の
1:12:06	基本設計方針の内容について、
1:12:08	許可との整合性が図られているということをちゃんと説明するものだと言われれば、おっしゃる通りなんですけれども、従前より

1:12:19	の工事計画の中で許可の記載を拡充して記載しているものについては、このちなみにて書きましたようにですね。
1:12:29	その中で読めるんで、添付資料の1の中に入れてこなかったというのは、九州電力としてこれまで浸漬したものの中の実事であることは間違いないと思うんで。
1:12:44	今後、改善が必要ということであれば、我々としても熱で頑なに記載をしないというふうに決めているわけではありませんので、よりよい申請書を作るという過程において、
1:12:58	検討するべき事項があれば、検討していきたいというふうに思っております。
1:14:27	規制庁のアサヌマです。
1:14:33	今までこういう形で資料をつくり込んで申請されてきたということはわかりますか。
1:14:41	で、その地域性第3直流電源に関してなんですけれども、当計装用電源設備に関して新しい基本設計方針が追加されていて、それが評価等、
1:14:58	整合がとれたものであるということをごちらの添付資料1のほうで
1:15:06	説明を入れていただきたいと思っておりますが、いかがですか。
1:15:17	それを受けましたけど、
1:15:19	先ほどご説明しましたように許可の内容につきましては、本文5号の中に、
1:15:24	必要な設備に給電するところがありますんで、それを受けてですね。
1:15:30	設置許可の添付8のほうには今日設計方針に書いてある。
1:15:35	ような内容が含まれていると。
1:15:38	ということですので添付書類1の中で説明することは十分可能だというふうに考えておりますし、
1:15:43	補正で対応させていただけるのであればですね。
1:15:48	きちんとした形で提出することはできると考えております。
1:15:53	規制庁のアサヌマでそのようにお願いします。
1:16:01	電力ヤマシタ率、拝承いたしました。
1:16:18	規制庁のアサヌマです。続けてコメントNo.の
1:16:23	2次系8と。
1:16:26	29あと30なんですけど、こちらは補足説明資料に記載を追加するという回答ですので、記載を追加した箇所がわかる状態のものを提出をお願いします。
1:17:01	九州電力のイリエース別途コメントNo.28につきましては、今回、
1:17:09	あそこに追加したものを別紙ナンバー28に示しております。
1:17:15	コメントNo.29につきましては、見込み先を追加したもの、後日送付いたします。

1:17:39	一つアサヌマで 30 万のほう、いかがですか。
1:17:49	九州電力の入れたコメントNo.30 番につきましては、修正した上で、再度提出いたします。
1:17:58	はい、お願いします。
1:18:02	次のコメントがピースか。はい。
1:18:08	規制庁ナカですけれども、
1:18:10	来重量増に伴う影響については 28 で、
1:18:16	説明していただいているんですが、
1:18:31	実際の十条。
1:18:38	御どっかに記載がありますか。
1:18:43	九州電力のイリエです。
1:18:45	はい。実際の重量は、このナンバー28 ページの一番最後のページに付し、9 ページの参考というところに記載しています。
1:18:57	具体的な数値につきましては、この 9 ページの表 1 がありまして、そこに具体的な重量を記載しています。
1:19:09	規制庁ナカです。建家の設計重量等を
1:19:13	機器の設計重量等を比較してどれぐらいの
1:19:19	割合があるかとかそういう説明にはなっていないってことですか。
1:19:23	はい。
1:19:26	九州電力のイリエです。
1:19:28	はい。ご認識の通り割合で比較したのではなく、設計重量を超えないことを持って問題ないことを説明しています。
1:19:46	規制庁ナカです。
1:19:51	資料の 2 ページ目の影響評価について説明の中では、
1:19:57	重量の増加が極めて小さいため、質点重量の変動は生じない。
1:20:04	ぜひ、授業の増加による影響ありませんっていうふうな
1:20:09	説明になっているんですけど。
1:20:12	この説明給水弁
1:20:15	この説明であれば、
1:20:19	その重要の増加が極めて小さいこと、それによってしてんの十条の営業が生じない。
1:20:27	ていような説明になるかと思うんですが、そういう説明になってますか。
1:20:34	九州電力の入れて説明いたしました。この添付資料の作りとして今産学官のおっしゃったように、まず 2 ページ目以降には漏れるへの影響を人重量の増加の割合で

1:20:51	影響ないことを示しています。具体的には、
1:20:56	本資料の 7 ページ。
1:20:59	をご覧ください。
1:21:02	7 ページですと、
1:21:06	例えば 3 号機の
1:21:09	3 号機に蓄電池を設置したときの重量の増加の割合を記載しています。この表 2-1 表とありますけれども、その表の真ん中に増加重量という項目がありまして、ここで重量が増加したものは、
1:21:25	具体的な数値を入れてあります。
1:21:29	で、こちらも増加重量 1850。
1:21:34	の重量が現状のモデルに対しての程度の増加の割合があるかっていうのが、その下の括弧で示した 0.14% です。
1:21:45	めくっていただきますと 4 号機がございます。
1:21:49	ページ 8 ページ。
1:21:51	第 2-2 表です。
1:21:53	こちらにつきましても、表の真ん中辺りに増加重量の項目の
1:21:59	質点番号 4 番のところに増加割合が 0.18% ということを示しております。
1:22:07	この割合を持ってモデルへの影響は軽微という説明を冒頭の説明で行っています。
1:22:16	規制庁ナカです。御説明ありがとうございます。そういったところを、
1:22:21	Point のことをきちんと文章化して、
1:22:24	いただきたいので、
1:22:27	この補足説明資料のところはちょっと
1:22:30	内容を充実させさせていただいてよろしいですか。
1:22:38	どうぞ。
1:22:42	九州電力のイリエです。
1:22:45	承知しました概要のところ、具体的には 2 ページ、2 ポツの機器重量の影響評価というところになるかと思っています。ここ、こちらにこういった割合が、
1:23:00	こういった重量の増加割合があって、影響が軽微と判断した具体的な根拠、10 時間充実化させて、再提出します。
1:23:11	規制庁の方をお願いします。
1:23:23	規制庁のアサヌマです。
1:23:26	では、続けてコメント No. の
1:23:30	32 番の説明をお願いします。
1:23:34	と同時に 33 番も説明していただいてもよろしいですか。

1:23:45	九州電力タマキです。
1:23:48	32番と33番についてからコメントもやっぱり方針を記載させていただきます。
1:23:55	それぞれ2番のやつものとして
1:23:58	今月申請設備の設置エリアを両方エリアに跨ってるのかっていうことに関して、Aの回答としては将来直流電源設備のうち蓄電池等計装電源盤については、サポート系により冷却がない温度49度のエリアに設置しています。
1:24:16	実際に電炉は原子炉周辺建屋と原子炉補助建屋、
1:24:23	次に
1:24:25	跨ってるんで所内常設直流電源頸部設備のケーブルを指定するエリアについては、温度差が
1:24:37	そう。
1:24:38	それから、施設するエリアの温度に耐えられる仕様ということでしています。
1:24:44	33番。
1:24:47	その温度条件のQAに関してなんですが、今回所内常設直流電源3系統目と機器を設置する場所を特定できている。
1:24:57	外から設置者の設備の設置場所の温度っていうことを所らしい検討して、その結果49°ということで設定しています。
1:25:07	新規制工認の後利点では重大事故等対処設備が設置する範囲が広がったため熱源からの距離等を考慮したっていう値として、そのエリアの最高値約60°っていうものを設定していただいて60°、
1:25:24	っていうのを設定条件としています。以上です。
1:25:34	規制庁のアサヌマが32番と33番のコメントを出してもらったのは読んだだけでは、どのエリア。
1:25:47	に、今回の申請
1:25:50	範囲の設備が設置されていて、
1:25:54	何を根拠に約49°に設定されているのかがわからなかったんで、コメントとさせてもらったんですが、御回答いただいてですね、配当では説明していますSは添付資料だけ読んでもわかりませんっていう状況なんですけれども、
1:26:27	こちらの対応方針の回答内容プラス49°に設定した根拠を加えたいようどこか資料に盛り込んでいただきたいんですが、
1:26:44	ですか。
1:26:53	九州電力タマキです。その温度の設定の利用つて理由40kmの設定理由とか実際の温度の考え方についてどの資料を添付資料なり補足説明資料で説明するかについてちょっと検討してこの資料提出させていただきます。
1:27:14	以上です。

1:27:38	規制庁ナカです。温度の設定について、約 49 度ってなっていますが、49 という、具体的な数字なのに約とついているPOをさせていただきます。
1:28:01	九州電力タマキです。
1:28:03	ええと葉の理由で、
1:28:08	約 5Bについてちょっと確認して扶養例えば屋の記載を適正化させていただきます。以上です。
1:28:16	規制庁ナカです。わかりました。
1:28:21	はい、規制庁アサヌマです。コメントNo.の 32 番と 33 番については、検討いただきたいとください。
1:28:38	九州電力タマキです。承知しました。
1:28:42	はい。続いて規制庁アサヌマです。コメントNo.の 34 番について、
1:28:49	添付資料 3 を採用方針に従って修正するということですので修正した箇所がわかるような形でお示ください。
1:29:12	電力タマキです。対応方針に記載した内容で修正させていただきます。以上です。
1:29:21	はい、規制庁アサヌマです。コメントNo.35 番についての説明をお願いします。
1:29:37	電力タマキです。
1:29:42	コメント内容 35 番の
1:29:47	正解等について
1:29:49	基本方針について所内常設直流電源 3 系統目の設置エリアは、各事故等にほう素権限の影響を受けない屋内の不区域であるためせりゃ線量については、通常運転値を包絡する 1mGyからなる、
1:30:04	なります。従って所内常設直流電源設備の設置エリアは 1mmぐらい以下の
1:30:10	あとアイディアの機能を損なわれない設計としています。以上です。
1:31:26	規制庁のアサヌマです。
1:31:29	コメント。
1:31:31	に書いてあるんですけども、
1:31:34	設備の設置場所で想定される重大事故等時に到達する最大線量、
1:31:45	が、
1:31:47	1mGy/h。
1:31:50	以下です。
1:31:53	という回答ですということでもいいんでしょうか。
1:31:58	九州電力タマキです。ご指摘の通りになります。実際に補足説明資料、
1:32:06	健全性の説明資料のですね、
1:32:09	5 ページの済ませて、

1:32:13	5 ページについても
1:32:19	それによる影響スポーツに最後のところに記載させてパラグラフに書かさせて いただいているんですが、時、
1:32:26	重大事故対処時においても 1mGy以下であるため機能を損なうものではない っていう記載をさせていただいています。以上です。
1:32:42	規制庁アサヌマです。
1:32:47	こちらについては小できました。
1:33:18	規制庁のアサヌマです。先ほどの最大線量については承知したんですが、
1:33:25	えっと、遮へい等の効果を考慮して機能を損なわない材料構造原理等を用い る設計とするという方針は、
1:33:41	どのように、
1:33:48	今般の申請設備について、
1:33:53	設計されてるんでしょうか。
1:33:56	聞き方がまずいですか。遮へい等の方法かを考慮して機能を損なわない耐力 行動原理等を用いる設計って、
1:34:05	なんですか。
1:34:32	九州電力タマキです。
1:34:35	限度
1:34:37	設置してるその常設直流電源 3 系統目についてはそういう遮へい物現像設置 する場所の線量では
1:34:48	考慮した設計材料とかっていうのは、実際、
1:34:52	使用してないものになりますんでその記載についてはちょっと記載方法をち よっと見直したいと思っています。
1:35:01	以上です。
1:35:07	はい、規制庁のアサヌマで等では見直したものについて、添付資料の 3 に反 映したものの提出をお願いします。
1:35:30	九州電力タマキ件数、つつ、今し、
1:35:36	行動とかの再確認した結果について修正とかが必要になった場合に記載の修 正を行い、確認を行って対応させていただきます。以上です。
1:35:51	はい、規制庁のはざままで検討結果をご提示お願いします後程
1:35:58	次、コメント 36 番について説明をお願いします。
1:36:11	1 電力タマキです。
1:36:15	36 番、コメント No.36 番のサージノイズものに関する対応としてその常設直流 電源設備 3 系統目は、サージノイズ及び電磁波により設備の構造同乗機能に 期待を受けるものではありません。

1:36:31	また、作りや所内常設直流電源設備 3 系統目は、彼らはノイズが発生する可能性はありますが、
1:36:39	その漏えい量微弱であり、
1:36:42	その他の設備に教徒内与えないように設計されているため問題はありません。
1:36:48	以上です。
1:36:50	はい、規制庁の浜辺こちら対応方針の説明のほうが、
1:36:57	とても理解しやすい記載になっているので、このような設計としているのであれば自体もこのように修正していただけるとわかりやすいと思うんですが、いかがですか。
1:37:15	記載内容について検討してそうすると際に、またお伝えさせていただきます。以上です。規制庁さんのマーケットご検討ください。
1:37:29	はい。
1:37:30	続きましてコメントNo.の 37 番について、
1:37:37	対応方針の回答内容で、添付資料 3 を
1:37:44	変更箇所がわかる形系、修正したものを提示ください。
1:37:55	九州電力タマキです。対応方針について修正したものを提出させていただきます。以上です。
1:38:50	規制庁のアサヌマです。続きましてコメントNo.の 38 番です。
1:38:55	対応方針に書かれている回答に従って添付資料の
1:39:05	3、
1:39:07	4 ですか。
1:39:15	4 のほうに、
1:39:19	被災を明確したものを提出いただくという形になるかと思ってるんですがそれでよろしいですか。
1:39:30	九州電力のムタグチです。こちらの対応につきましては、前に出ましたコメントリストのNo.14 と作用が同じになりますので、ナンバー14 とあわせてか同じ記載になるので対応させていただきます。以上です。規制庁のアサヌマでそれではよろしくお願いします。
1:39:51	コメントNo.の 39 番についてお願いします。
1:39:58	九州電力タマキです。コメントNo.30 基盤に試験検査性として分解開放試験があるかというかものになりますが、回答としてはですね。所内常設直流電源設備 3 系統目の試験検査及び日常点検については、分解開放非破壊検査を含むものではありません。
1:40:18	以上です。

1:40:22	はい、規制庁さんまで賞金品ました。
1:40:31	続いてコメントNo.49 番については、対応費のφ等通り添付資料 3 のほうを変更して提出してください。
1:40:50	九州電力タマキですね、記載について適正化して提出させていただきます。
1:40:57	はい、規制庁のアサヌマです。よろしくお願いします。それとってNo.41 番なんですけど、
1:41:05	説明をお願いします。
1:41:13	主電力タマキです。
1:41:16	2 泊さんとの(1)と同じく現場操作がないのかっていうコメントの内容についてなんですけど回答としましては所内常設直流電源設備、地方制御室及び中央制御室に隣接する継電器室。
1:41:31	とその 2 ということになりますので、現場っていう形での操作はありません。以上です。
1:41:41	規制庁のアサヌマです。
1:41:46	こっち側の操作についてなんですか。
1:41:50	評価の研修も
1:41:53	1.1 企業の
1:41:59	タイム長等を提出していただいている資料があったと思うんですが、
1:42:08	お手元にありますか。
1:42:13	九州電力タマキです。手元にある資料、パワーのあります。あります。
1:42:20	そのタイムチャートで見たときに、一番下の運転員の当直員等を現場で書いてあるんですけど、このAと運転員、
1:42:33	1 名の方っていうのは、現場で作業をされるように見えるんですけど。
1:42:40	どういう所で確認をすると現場に行っているようには見えない。
1:42:46	当操作手順のほうを読むとですね、ここの現場っていうのは何を意図されてるか教えてもらって、
1:42:56	隣接する部屋に行きますということで、
1:43:09	九州電力タマキです。その現場っていうのが隣接する継電器室での操作というものになります。規制庁アサヌマです。こちらのタイムチャートの現場
1:43:23	というのは、
1:43:25	操作手順で言う継電器室。
1:43:29	で行う作業現場として書かれているという、そういう理解で
1:43:34	よろしいですか。
1:43:37	九州電力タマキです。その理解で大丈夫です。はい。規制庁破損まで想定しました。ありがとうございます。

1:43:56	続きまして、コメントNo.42 番なんですが、
1:44:03	回答で添付資料 3 について、
1:44:11	記載を適正化しますということですので、指定場所、場所がわかるような状態で提出をお願いします。
1:44:25	九州電力タマキです。添付資料 3 については記載の通り技術基準の 54 条の大きさに適正化するっていう形で提出させていただきたいと思います。以上です。よろしくお願いします。
1:44:42	はい。
1:44:45	続いて、コメントNo.43 番について説明をお願いします。
1:45:00	九州電力タマキです。
1:45:02	コメントNo.4 3 についてなんです。たり方針として本項の記載。
1:45:08	技術基準の 72 条のさらなる信頼性と技術基準。
1:45:16	54 条に対する要求の記載が混在してましたので
1:45:21	葬儀技術基準規則の 54 条の整理を行って記載をし添付資料 3 に記載します。
1:45:28	なお技術基準 72 条の蓄電池に関する
1:45:34	そうすると、Ac信頼性に関するものについてはほぼ補足説明資料として今回提出させていただいた資料になります。
1:45:43	また車常設直流電源 3 系統目がディーゼル発電機と位置的分散を図っていくかということについては、基本設計方針と、添付資料 3 の表 2 に記載する予定です。記載しています。
1:45:58	続いて、
1:46:00	今の確認事項として航空機落下に対する位置的分散の方針については
1:46:07	新規制工認の添付資料 6 の健全性に係る説明書から変更なく映像のみ作用呼び込んでおります。
1:46:17	なお添付資料 6 の具体的な内容を呼び込んで内容を下記に限る。
1:46:23	場所になり位置的分散に関する箇所については、
1:46:27	ええと下記の項目。
1:46:30	飛来物に関する項目と外部地震時書の国費学科採取することは同様に呼び込んでいます。
1:46:40	回答としては以上になります。
1:47:20	規制庁のアサヌマです。
1:47:25	補足説明資料としてまとめるということですので、補足説明資料のほうの提出をメンバーいます。
1:47:39	続いて、コメントNo.の 44 番。

1:47:45	お願いします。
1:47:52	九州電力タマキです。
1:47:54	補足説明スパーカーのコメントNo.の 41
1:47:58	4 番に対して技術基準規則の 12 条に対するさらなる信頼性と技術基準の 54 条の要求
1:48:08	今度取水場所がありますので、先ほども申した通り、も等をさせていただいた通り、技術基準規則の 57 条、54 条の整理を行い適正化します。なお技術基準 72 条に対しては
1:48:25	件目終了にして
1:48:28	とまとめて提出させていただいています。以上です。
1:48:33	規制庁アサヌマです。
1:48:37	44 番。
1:48:40	4K三番も同じ対応ですということによろしいですか。
1:48:49	九州電力タマキです。45 番についても同様に
1:48:54	技術基準の 50
1:48:57	4 条と 72 条というのの考え方を整理して
1:49:02	資料を提出させていただきたいと思っています。
1:49:05	以上です。規制庁さん側ですね、そのようにお願いします。
1:49:10	コメントNo.46 番お願いします。
1:49:22	九州電力シマダが説明させていただきます。
1:49:27	新生児に
1:49:41	当初申請時のえとにぽっと意外と添付資料 3、悪影響防止、2 ポツ 2 の悪影響防止の記載で 1 による影響の記載が記載をしておりますませんでしたので、そちらについてコメントを時炉コメントの内容を反映したものを送付させていただきます。
1:50:02	以上です。規制庁アサヌマです。
1:50:08	作業場所がわかるような状態に提出ください。
1:50:15	承知しました。
1:50:27	引き続きまして、コメントNo.40、
1:50:32	何が 48 期系。
1:50:35	9 について、対応方針の説明をお願いします。
1:50:44	コメントNo.47 について、九州電力シマダが説明させていただきます。
1:50:49	今回産直設備は当該部からの損傷による防止が図られた原子炉周辺建屋及び原子炉周辺の補助建屋に設置することで、風及び竜巻による影響はないという旨を添付資料 3 に記載させていただきます。以上です。

1:51:12	48 もお願いします。
1:51:19	コメントNo.48 三つ一般の共用についてですが添付資料 3 に所内常設直流電源設備 3 系統目 5 機関において共用しない設計という旨を追記させていただきます。
1:51:32	以上です。
1:51:34	次 49 についても屋外の天候による影響について記載が不十分な箇所があったためそれについても添付資料 3 に追記して修正させていただきます。以上です。
1:51:47	規制庁の朝長です。変更箇所がわかる状態のものの提出をお願いします。
1:51:59	九州電力タマキです。了解しました。漆器記載内容を修正して提出させていただきます。
1:52:33	規制庁のアサヌマです。先ほどちょっと
1:52:38	冒頭部分で飛ばさせてもらったコメント回答でNo.15%。
1:52:47	資料を提出していただいているので、それをもとに説明をお願いします。
1:52:56	九州電力のムタグチSDAYコメントリストのNo.15 の説明をさせていただきます。
1:53:02	まず資料ですが 4 枚物によってまして、一番から三番目が 3 号機について記載をしており、今日が 4 号機について説明させていただいて記載をさせていただきます。
1:53:17	まず、3 号機側から説明をさせていただきます。
1:53:20	まず 1 万円、目のA3 号機の原子炉周辺建屋マイナス 9.7 メーターのヶ所ずつにおきまして、
1:53:29	まず蓄電池 3 系統目及び計装電源盤 3 系統目蓄電池を設置する火災区域区画におきまして、まずこの火災区画の中に油内包機器が設置されていません。
1:53:46	また、
1:53:49	でも、ほかのところでも説明させていただきましたが、火災区画は火災区域を細分化したものでありますので、
1:53:57	この火災
1:53:58	スタックと同じ火災区域のものが 2 枚目 3 枚目で記載をさせていただきます、緑のハッチングをさせていただきます。その中でおきまして、
1:54:13	同じ火災区域で見た場合には 3 枚目の青ポツのところに油内包機器が設置されていますし、この図からわかります通り、三つの階層のうち一番上のフロアに油内包機器がありまして、
1:54:32	1 枚目のほうに蓄電池室団地検知

1:54:37	3 系統目が設置されており、
1:54:42	改装を 2 階層上に破らない沖あることから、
1:54:47	隣接せずに、油内包機器を設置していることが、離隔を十分に確保できることがわかります。
1:54:55	また、それらの機器につきましては、圧を設置している火災区画につきましては、油の漏えい防止設備及び感知消火、火災感知設備、あとハロンの自動消火装置を設置しております。
1:55:10	また、火災区域で見た場合につきましては、
1:55:13	江藤周辺の評価につきまして、THAI隔壁を設置しているため火災伝播の可能性がありません。続きまして 4 枚目の 4 ページのここへと 4 号議案説明させていただきます。こちらにつきましては、
1:55:30	蓄電池 3 系統目とあとは計装電源盤 3 系統目蓄電池を設置する火災区域におきまして、まず、当該の火災区域内に油内包機器がありません。また区域との境界につきましては、
1:55:44	THAI開閉器を設置していただく火災伝播火災伝播の可能性が
1:55:49	ありません。以上により、
1:55:51	蓄電池 3 系統目及び計装電源盤 3 系統目蓄電池を防波壁の設置または油内包機器に隣接して設置せずに、離隔を確保するはい順考慮を行う設計となっております。以上です。
1:56:41	規制庁ナカです。ちょっと資料について確認したいんですが、
1:56:49	1 ページ目でいいんですが、のみ。
1:56:52	いろいろといったところが、火災区域、
1:56:56	蓄電池過去 3 系統目等を設置する火災区域ってなってるんですが、図面だとこれ点線に囲まれているので、架空に思えるんですが、
1:57:08	実際問題、どっちが正しいですか。
1:57:15	九州電力のミナミザトで
1:57:17	3 号があるいきますと、当蓄電池を設置する区画。
1:57:24	箇所につきましては火災区画でして、火災区画だと等壁なのか天井なのか、有価なのかにか何か何かしら貫通が方があるということで、
1:57:39	大きく大きな区域を区画として分割したものとなっております。
1:57:46	そういう意味で、3 号側でいきますと、このNaF9.7mのハッチをかけた図書、あと、この上のマイナス 3.5 メーター。
1:57:57	もう一つ上の 3.7 メーターの緑ハッチをかけた箇所。
1:58:03	どう行くの火災区域となっております、その区域を問う。
1:58:10	平面上端面状で分割したものを区画として設定しております。

1:58:16	ちょっと先ほどムタグチのほうから説明したものとちょっと重複するんですけども、今回の御説明としましては、まず大きく外からの影響ということで見まして、
1:58:31	外からの影響という意味では、火災区域ということで考えれば、火災区域は、防火へん再解析で囲まれてますので、火災区域内
1:58:44	にあればまあ外からのまず影響がございませんということを説明しておりますので、その上で、じゃあナカ破砕機同一の火災区域外でナカからの影響ということで見ておまして、
1:58:59	3号側で言えば同一の火災区域内の中でフロアが二つ上のところをですね、今でいえば前3枚目の3.7メートルのところの同一の区域内で別の区画。
1:59:15	いろんなところに当油内包機器がありますということなんですけれども、それはほぼ隔離をきちんと確保しているので、
1:59:25	油内包機器による影響受けませんということという説明になっております。
1:59:31	4号側はもうかもが区域の中に設置しておりますので、そこからの営業マン受けないということと、その区域外に油内包機器がないので、そう、油内包機器間の影響を受けないと。
1:59:47	いう結果を御説明になります。以上です。
1:59:51	規制庁ナカです。私の質問をもっと単純なもので、1ページ目のハッチングをかけてる部分は区域だというのであれば、建設なく実践で囲まれたところが、ハッチングされる話なんじゃないですかということもあって、
2:00:22	書かれてると2ページ目も
2:00:24	一部事前じゃなくて点線で囲まれた部分をハッチングされていないんですが、これは、
2:00:34	同一
2:00:36	区域であったとしても、
2:00:40	何か遮へい効果があるから対角位置等の効果によって、
2:00:47	影響受けないから8に入っていないということなんですか。
2:01:18	九州電力のミナミザトで
2:01:20	すみません、ちょっと1枚目の絵でいきますと、
2:01:25	以上ですね、右側、この区画の右側のちょっとポツぽつと出てるような箇所停滞ねってところ、すみません、ちょっとここで赤線、赤の実線が鍛えてないところがあるんですけど、1枚目の
2:01:43	例えば点線のフォトがもう本当に同じことが2、
2:01:49	区域として、区域がございます。

2:01:53	で、3号側から言えば、このマイナス9.7メートルはタッチをした箇所が区域へと。
2:02:02	今御指名を示したい区域となっております。
2:02:05	この箇所については上のフロアと貫通部がございまして、この上のフロアとのハッチをかけたところ、
2:02:14	評価結果区画ですねと同一の区域と。
2:02:19	なっております。すいません。ちょっと今表記が足りてないところはございますので、そこは修正したいと思います。
2:02:29	9等ナカです。説明はわかりました。
2:02:40	はい、基線長のアサヌマです。では、この資料も修正したものを提出いただくということによろしいですか。
2:02:54	九州電力のミナミザトでこの絵を集計したものと、これは報告のような形でご提出しかよろしいでしょうか。
2:03:08	補足資料の形でまとめて御提出この赤穂考え方を記載したものを補足資料の形で御提出させていただきたいと思っております。
2:03:27	規制庁のアサヌマです。それをお願いします。
2:03:38	以上で湖面等、確認した事項のリストをつくって、
2:03:49	お渡ししていた内容については、
2:03:54	ああいう方針を示していただいたと思うんですか。
2:04:16	はい。
2:04:20	今日ですね対応方針として資料を提出していただくという形でちいを聞いていたものについては、
2:04:35	もうある傾動準備されていると。
2:04:39	思っってよろしいんですかそれとも今日このヒアリングを受けて準備され、
2:04:46	よろしいでしょうか。
2:04:57	はい。
2:04:59	九州電力のイリエです。
2:05:01	今日丁寧にした対応方針については、準備をしています。正しい本日いただいたコメントを反映する時間が必要と考えています。
2:05:14	慎重さまでどれぐらい必要ですか。
2:05:25	こちらがまず確認したい。状態なんですけれども、そもそもの採用方針ですヒアリング中であってやりとりを反映した内容でこういうふうに進めていこうと思うってということがわかる。
2:05:45	整理の資料を確認させていただきたいと思っていて、特に添付の資料の3について、2に該当葬祭が確認できないような

2:05:56	ところについては早急にいただきたいと思ってるんですが、どれぐらいかかります。
2:06:31	こちらから秘密キー切らせていただいてもよろしければ、
2:06:38	すいません九州電力のイリエです。
2:06:40	今、確認したところ、資料が見ないとわからないような具体的には添付資料 3 につきましては、今週また来週の初めぐらいには提出可能と考えてます。
2:06:58	規制庁アサヌマです。恒久と足利出していただけるという。
2:07:05	ことでよろしいですか。
2:07:08	九州電力の入谷です。はい、その通り安心したもしくは毎週月曜に提出したいと考えてます。
2:07:31	規制庁のアサヌマでもう検層の資料の 3 については早めに出していただけたんですけど、月曜日に
2:07:48	変更箇所がわかる形で提出してください。
2:07:54	ほかの資料を補足説明資料等は同時いただけると思っいいんでしょうか。
2:08:09	九州電力のイリエです。
2:08:11	月曜日に出せるものですが、
2:08:14	図面の修正については、少し時間をいただきたいと考えております。一方で、文章の修正につきましては、月曜日に
2:08:25	変更箇所がわかる資料提出したいと考えています。
2:08:29	アサヌマで図面で表示していただきたいところも文章と一緒にいただきたいんですけど、少し時間はかかるの少しはどれぐらいを見えますか。
2:09:00	九州電力内レースすいません図面に要する時間につきましては、確認して出席者等報告する際にまた共有させていただきます。
2:09:13	規制庁のアサヌマでそれで結構なんですけど、ピットタイムスパンがわからなくて、
2:09:22	2 週間かかるとかそういうレベルではない。
2:09:26	と思っいいんでしょうか。
2:09:29	もしかしたら 1 週間かかるかもしれないし 3 日かもしれないとかそのレベル。
2:09:34	ですか。
2:09:36	失礼しました。九州電力のイリエです。1 週間程度では提出可能と考えています。そういったタイムスケジュール感ですはい規制庁のアサヌマで対比では図面の修正について、いつごろ提出場なのかということは、
2:09:55	後程お知らせください。そって添付資料の 3 については月曜日に
2:10:03	しっかりしたのものも提出をお願いします。
2:10:10	九州電力のINSS承知しました。

2:10:15	でも、
2:10:17	すいません追加します九州電力にレス添付資料の4と5も同様にコメントリストでコメントいただいておりますので、変更箇所がわかるようにして、
2:10:28	税務署さんと同時に失礼します。
2:10:31	規制庁さんのままですと、添付資料の3.4と同日に来週月曜日提出いただけるということで承知しました。
2:10:47	本日の日程男子がー
2:10:51	あったと思うんですけどもそちらはまとめていた財政メールで送付をお願いします。
2:11:01	あと出席者のリース等も同時にあとそれに加えて先ほどおっしゃっていた図面の修正を加えた資料についての提出及び
2:11:13	ばいつごろになるかとの連絡もお願いします。
2:11:20	九州電力イリエです。はい。今言われた観点、
2:11:27	回答メールで送付します。
2:11:32	規制庁アサヌマです。九州電力側から何かあります。
2:11:44	九州電力のイリエです。九州電力からは特にありません。
2:11:53	はい、規制庁のアサヌマで設定する。
2:11:56	それでは本ヒアリングを終了したいと思います。
2:12:01	お疲れ様でした。
2:12:04	ありがとうございました。
2:12:09	はい。